

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 初期・維持費用補助金等交付要綱

令和 2 (2020)年 3 月 31 日 都市局長決定

令和 3 (2021)年 3 月 30 日 都市局長改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き家・空き地の地域利用への転活用を促進するため、転活用に関する初期費用及び維持費用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動 地域の課題を解決又は改善する取り組みや、地域特性及び地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めることを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。
- (2) 地域団体等 神戸市内の地域で、地域活動を実施する自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・PTA・NPO 法人等の団体及び市民等で構成される団体をいう
- (3) 地域利用バンク 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社が実施する空き家・空き地地域利用バンクをいう。
- (4) 賃貸借 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条に規定する賃貸借をいう（当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約すること）。
- (5) 使用貸借 民法第 593 条に規定する使用貸借をいう（当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ること）。
- (6) 売買 民法第 555 条に規定する売買をいう（当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること）。
- (7) 贈与 民法第 549 条に規定する贈与をいう（当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすること）。

(対象となる空き家・空き地)

第 3 条 補助事業の対象となる空き家（以下「空き家」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 神戸市の市街化区域内に存する戸建て住宅または長屋住宅の一住戸であること。
- (2) 第 8 条または第 20 条第 1 項の規定による交付申請の時に、現に居住者又は利用者がおらず、今後も居住の用途に供される見込みのない住宅（住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているものに限る）であること。
- (3) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。

2 補助事業の対象となる空き地（以下「空き地」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市街化区域内の建築物がなく更地の土地（山林、田畑等を除く）であること。
- (2) 第8条または第20条第1項の規定による交付申請の時に、現に利用者がいない土地であること。
- (3) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。

第2章 初期費用補助事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする（以下、この章において「補助対象者」という）。

- (1) 地域利用バンクに登録している地域団体等もしくは登録している空き家または空き地の所有者であること。
- (2) 第6条第1項第2号に規定する所有権移転に係る登記費用に係る補助を受けようとする場合においては、法人であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと。

（補助要件）

第5条 補助事業の要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 地域利用バンクによる紹介を通じて、賃貸借または使用貸借（以下「賃貸借等」という。）もしくは売買または贈与（以下「売買等」という。）の合意をえて、地域活動の用に継続的に供するため、賃貸借等または売買等の契約を行おうとするものであること。または、地域団体等が地域活動の用に供する空き家または空き地について賃貸借等または売買等の契約を行おうとするものであること。
- (2) 賃貸借等の場合にあつては、2年以上の期間があること。
- (3) 地域団体等は2年以上の期間は、地域活動に供するものであること。
- (4) この章に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体等、他の公的制度による同一の費用に対して補助を受けていないこと。
- (5) 空き家の所有者と当該空き家の敷地の所有者が異なる場合においては、当該空き家の敷地の所有者に、地域活動の用に供する旨の承諾を得ていること。

2 前項の規定に係らず、当該空き家または空き地は、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動の用途に活用するものであってはならない。

3 対象となる空き家または空き地を活用する地域団体等は構成員に対し、当該空き家または空き地の活用により得られた収益を分配、または、財産を還元するなどの営利目的の活用をしてはならない。ただし、当該空き家または空き地での活動継続に必要な収益（光熱水費等）を得ることは差し支えないものとする。

（補助対象費）

第6条 補助対象費は、補助対象者が行う次に掲げる費用とする。ただし、補助対象者が、法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 当該空き家または空き地の賃貸借または売買に係る仲介手数料
- (2) 当該空き家または空き地の所有権移転に係る登記費用

2 前項において、当該空き家の敷地は、当該空き家と同時に賃貸借または売買等を行う場合についてのみ当該空き家を含むものとする。なお、空き家の敷地については、当該空き家を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一団の土地をいう。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で前条第1項に規定する補助対象費の合計額（千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、前条第1項における上限額は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号により算定される補助金の額 400千円
- (2) 前条第1項第2号により算定される補助金の額 200千円

（交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業の着手を行う前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（収支計画を含む）（様式第1号の2）
- (3) 対象となる空き家または空き地の所在地及び状況が分かる書類（位置図、現況写真、現況図等）
- (4) 対象となる空き家または空き地の所有者が分かる書類の写し（公図および登記事項証明書等の写し）（発行日から3カ月以内のもの）
- (5) 補助対象費の見積書等
- (6) 活動等誓約書（所有者が交付申請する場合に限る）（様式第1号の3）
- (7) 事務代行届（代理申請の場合）（様式第1号の4）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の着手）

第10条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならぬ。なお、着手とは、当該空き家または空き地に係る賃貸借の契約締結または売買等の契約締結をいう。

（補助事業の変更）

第11条 補助対象者は、補助事業の内容に変更が生じた場合は、補助金交付決定内容変更申請書（様式第4号）に変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第12条 補助対象者は、補助事業を中止する場合は、補助事業中止報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第13条 補助対象者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、又はつ当該要綱第9条第1項による補助金交付決定を受けた年度内の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第7号）

(2) 当該空き家または空き地に係る賃貸借の契約書または売買等の契約書の写し

(3) 補助対象費用に係る契約書、明細書の写し

(4) 補助対象費用に係る請求書または領収書の写し

(5) 当該空き家または空き地を取得したことを証する書類（登記事項証明書等）（補助対象費に所有権移転に係る登記費用がある場合に限る。）（発行日から3カ月以内のもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第14条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査等により補助金の交付額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第8号）により、速やかに補助対象者

に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第 15 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 9 号）を事業完了後ただちに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の請求について委任することができる。委任をする場合は、受領委任状（様式第 10 号）を市長に提出すること。
- 3 前 2 項の請求を受けたときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。
- 4 次の各号のすべてを満たす場合、第 1 項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。この場合、市長は、補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を補助事業者
に支払うものとする。
 - (1) 第 8 条第 1 号、に規定する補助金交付申請書に補助金振込口座の指定があること。
 - (2) 第 9 条における交付決定及び第 11 条における交付決定変更にあたって、この要綱に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。
 - (3) 第 2 項に規定する受領委任を行っていないこと。
 - (4) 補助金の交付額が補助金等の交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）における額と同額であること。

（交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

第 3 章 所有者維持費用補助事業

（補助対象者）

第 17 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする（以下、この章において「補助対象者」という）。

- (1) 地域利用バンクに登録している空き家または空き地であり、当該物件の土地または家屋の所有者、かつ、固定資産税及び都市計画税を納税している者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等から

の暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者)に該当しないこと。

(補助要件)

第18条 補助事業の要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 地域利用バンクに登録している地域団体等に、地域活動の用に継続的に供するために使用貸借すること。
 - (2) 2年以上の期間の使用貸借契約であること。
 - (3) 地域団体等は、当該空き家または空き地を地域利用に供するものとし、当該年度内の3月末日までに市長に活動報告を提出すること。
 - (4) この章に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体等、他の公的制度による同一の費用に対して補助を受けていないこと。
 - (5) この章に規定する補助金は、同一の所有者(当該空き家の共有者を含む)に対し、補助事業を実施する年度につき空き家及び空き地をあわせて交付申請件数が3件未満であること。
 - (6) 空き家の所有者と当該空き家の敷地の所有者が異なる場合においては、当該空き家の敷地の所有者に、地域活動の用に供する旨の承諾を得ていること。
 - (7) 補助事業の契約は、第20条第2項の場合を除き、第21条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。
- 2 前項の規定に係らず、当該空き家または空き地は、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動の用途に活用するものであってはならない。
- 3 対象となる空き家または空き地を活用する地域団体等は構成員に対し、当該空き家または空き地の活用により得られた収益を分配、または、財産を還元するなどの営利目的の活用をしてはならない。ただし、当該空き家または空き地での活動継続に必要な収益(光熱水費等)を得ることは差し支えないものとする。

(補助金の額等)

第19条 空き家に対する補助金の額は、予算の範囲内で、神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の規定により、補助対象者の所有する当該空き家及びその敷地に対し神戸市が課する固定資産税、都市計画税の税額相当額及び空き家の維持費用相当の合計額を限度とする。なお、空き家の敷地については、当該空き家を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一団の土地をいう。

- 2 前項に規定する空き家の維持費用相当額は、空き家の床面積に応じて、次の各号のとおりとする。
- (1) 50平方メートル未満 50千円
 - (2) 50平方メートル以上100平方メートル未満 75千円
 - (3) 100平方メートル以上 100千円

- 3 空き地に対する補助金の額は、予算の範囲内で、神戸市市税条例の規定により、補助対象者の所有する当該空き地に対し神戸市が課する固定資産税、都市計画税の税額相当額を限度とする。ただし、1筆のうちの一部を地域活動に供するため使用貸借する場合においての補助金の額は、地積で除して得た額に、地域活動に供する部分の地積を乗じて得た額を限度とする。
- 4 年度途中において使用貸借を開始または終了した場合には、前3項の規定に係らず、補助金の額は、第1項または第3項に規定する補助金の額を12で除して得た額に、その年度における使用貸借期間の月(各月1日が事由発生日の場合を除き、事由発生及び終了の日の属する月を除く。)の数を乗じて得た額を限度とする。
- 5 前4項による補助金の額は、同一の所有者(当該空き家の共有者を含む)に対し、補助事業を実施する年度につき補助金の額の合計の上限を1,000千円とする。

(交付申請)

第20条 補助対象者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業の着手を行う前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第12号)
 - (2) 事業計画書(収支計画を含む)(様式第1号の2)
 - (3) 対象となる空き家または空き地の所在地及び状況が分かる書類(位置図、現況写真、現況図等)
 - (4) 対象となる空き家または空き地の所有者が分かる書類の写し(公図および登記事項証明書等の写し)(発行日から3カ月以内のもの)
 - (5) 当該年度の固定資産税・都市計画課税通知書または課税証明書の写し
 - (6) 活動等誓約書(様式第12号の2)
 - (7) 事務代行届(代理申請の場合)(様式第12号の3)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一の使用貸借契約に基づく次年度以降の交付の申請及び同一条件による継続とみなせる契約による交付の申請(年度途中で継続とみなせる契約を締結する予定の場合も含む。以下同じ。)については、前項に係らず、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。また、交付の申請にあたっては、継続とみなせる契約における期間も通算して申請することができる。

- (1) 補助金交付申請書(様式第13号)
- (2) 事業計画書(収支計画を含む。事業計画に変更がある場合に限る)(様式第1号の2)
- (3) 当該年度の固定資産税・都市計画税課税通知書または課税証明書の写し
- (4) 活動等誓約書(様式第13号の2)
- (5) 事務代行届(代理申請の場合)(様式第12号の3)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 21 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第 14 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第 15 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の着手)

第 22 条 第 20 条第 2 項の場合を除き、補助事業の着手は、前条第 1 項による交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、当該空き家または空き地に係る使用貸借の契約締結をいう。

(補助事業の変更)

第 23 条 補助対象者は、補助事業の内容に変更が生じた場合は、補助金交付決定内容変更申請書（様式第 16 号）に変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 17 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第 24 条 補助対象者は、補助事業を中止する場合は、補助事業中止報告書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 25 条 補助対象者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、又は当該要綱第 21 条第 1 項による補助金交付決定を受けた年度内の 3 月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 19 号）

(2) 当該空き家または空き地に係る使用貸借契約書、協定書等の写し（年度内の使用貸借期間のわかるもの）

(3) 当該空き家または空き地に係る納税がわかる書類（納税証明書等）

(4) 地域団体等からの当該年度の活動実績報告書（様式第 19 号の 2）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 4 号の地域団体等からの当該年度の活動実績報告書については、地域団体等が国又は地方公共団体、他の公的団体等への報告のため作成している事業報告書等をもって替えることができる。ただし、各月における活動回数、参加人数、活動内容については

報告を行うこととする。

(交付額の確定)

第 26 条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査等により補助金の交付額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第 20 号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 27 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 21 号）を事業完了後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求を受けたときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。

3 次の各号のすべてを満たす場合、第 1 項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。この場合、市長は、補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を補助事業者を支払うものとする。

(1) 第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 項に規定する補助金交付申請書に補助金振込口座の指定があること。

(2) 第 21 条における交付決定及び第 23 条における交付決定変更にあたって、この要綱に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。

(3) 補助金の交付額が補助金等の交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）における額と同額であること。

(交付決定の取消し)

第 28 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 22 号）により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

第 4 章 雑則

(状況報告・広報への協力)

第 29 条 補助対象者は、当該空き家または空き地の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助対象者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として、また、当該空き家または空き地での活動状況を紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

3 前項に基づく了承について、補助対象者が当該空き家または空き地の所有者または地域団体等と異なる場合は、事前に所有者または地域団体等の承諾を得ておくこととする。

(業務の委託)

第 30 条 市長は、補助金交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、補助に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 神戸市空き地地域利用事業補助金交付等要綱(令和元(2019)年 9 月 18 日都市局長改正)における空き地地域利用補助事業の適用を受けている者については、所有者維持費用補助事業の適用を受けていたものとして、第 20 条第 2 項の規定により交付の申請をすることができるものとする。なお、その場合の交付の申請については、空き地地域利用補助事業における地域利用土地に係る使用貸借契約書、協定書等の締結日または利用開始日から 12 月を経過する日を、第 19 条第 4 項に規定する年度途中において使用貸借した日とみなす。
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式集

第2章 初期費用補助事業

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第8条	様式第1号
事業計画書	要綱第8条	様式第1号の2
活動等誓約書	要綱第8条	様式第1号の3
事務代行届	要綱第8条	様式第1号の4
補助金交付決定通知書	要綱第9条 第1項	様式第2号
補助金不交付決定通知書	要綱第9条 第2項	様式第3号
補助金交付決定内容変更申請書	要綱第11条 第1項	様式第4号
補助金交付決定変更通知書	要綱第11条 第2項	様式第5号
補助事業中止報告書	要綱第12条	様式第6号
補助事業実績報告書	要綱第13条	様式第7号
補助金額確定通知書	要綱第14条 第1項	様式第8号
補助金請求書	要綱第15条 第1項	様式第9号
受領委任状	要綱第15条 第2項	様式第10号
補助金交付決定取消通知書	要綱第16条 第1項	様式第11号

第3章 所有者維持費用補助事業

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第20条 第1項	様式第12号
事業計画書	要綱第20条 第1項第2項	様式第1号の2
活動等誓約書	要綱第20条 第1項	様式第12号の2
事務代行届	要綱第20条 第1項第2項	様式第12号の3
補助金交付申請書	要綱第20条 第2項	様式第13号
活動等誓約書	要綱第20条 第2項	様式第13号の2
補助金交付決定通知書	要綱第21条 第1項	様式第14号
補助金不交付決定通知書	要綱第21条 第2項	様式第15号
補助金交付決定内容変更申請書	要綱第23条 第1項	様式第16号
補助金交付決定変更通知書	要綱第23条 第2項	様式第17号
補助事業中止報告書	要綱第24条	様式第18号
補助事業実績報告書	要綱第25条	様式第19号
地域団体等からの当該年度の活動実績報告書	要綱第25条	様式第19号の2
補助金額確定通知書	要綱第26条 第1項	様式第20号
補助金請求書	要綱第27条 第1項	様式第21号
補助金交付決定取消通知書	要綱第28条 第1項	様式第22号

補助金交付申請書

第 号
(和暦) 年 月 日

神戸市長宛

〒 ー
住所

氏名

電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第8条の規定により、初期費用補助事業について、下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

1 対象となる空き家または空き地の概要

所在地	神戸市
所有者	(住所) (氏名)
借主または譲渡先 (地域団体等)	(住所) (団体名) (代表者氏名)
契約の種別 締結予定日	賃貸借契約 ・ 売買契約 ・ 贈与契約(無償譲渡) (和暦) 年 月 日
備考	

2 対象となる空き家または空き地で実施する地域活動の概要

実施事業の概要	別紙 事業計画のとおり
備考	

※法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

3 補助金交付申込額

補助対象費		合計 円
内訳	(1)空き家・空き地の賃貸借または売買に係る仲介手数料	円
	(2)所有権移転に係る登記費用	円
補助申込額		円

※ 補助額上限 (1)仲介手数料：40万円 (2)登記費用：20万円

※ 法人の申請にあたっては、消費税・地方消費税は対象となりません。

4 補助金振込口座等 (いずれかに☑)

受領委任(不動産事業者や司法書士等に市から直接支払い)を行わない場合

事業完了後(実績報告後)、補助金は以下の口座に振り込んでください。

振込先口座	
金融機関名	_____銀行・信用金庫・信用組合・農協 _____支店・支所
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
口座番号	_____
口座名義	_____
口座名義(カナ)	_____
※申請者名と一致している口座名義とする。	

受領委任(不動産事業者や司法書士等に市から直接支払い)を行う場合

事業完了後(実績報告後)、補助金請求書を提出します。

5 地域利用バンクの登録内容からの変更の有無

有 ・ 無

有の場合、その内容 ()

6 誓約及び承諾事項等 (確認のうえ☑)

下記項目について、誓約及び承諾いたします。

- ・要綱の規定を遵守し、申請した内容に虚偽がないこと
- ・補助金交付決定通知後に賃貸借または売買もしくは譲渡の契約を締結し申請した内容を遵守すること
- ・補助事業完了後、事業を実施した空き家・空き地の状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと
- ・ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介(当該物件での活動を含む)することについて承諾すること
- ・本申請事項を確認するため、納税、暴力団との関係の有無等を含む調査を市長が実施することについて承諾すること

7 添付書類

- (1) 事業計画書（収支計画を含む）（様式第1号の2）
- (2) 対象となる空き家または空き地の所在地及び状況が分かる書類（位置図、現況写真、現況図等）
- (3) 対象となる空き家または空き地の所有者が分かる書類の写し（公図および登記事項証明書等の写し）（発行日から3カ月以内のもの）
- (4) 補助対象費の見積書等
- (5) 活動等誓約書（所有者が交付申請する場合に限る）（様式第1号の3）
- (6) （補助金の振込口座を記載した場合）口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）
- (7) 事務代行届（代理申請の場合）（様式第1号の4）
- (8) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

（和暦） 年 月 日

神戸市長宛

所在地
利活用団体 名称
代表者名
電話番号

空き家・空き地における地域利用の事業計画について、下記のとおり提出いたします。

記

1. 事業の概要

別紙事業計画書のとおり

2. 問い合わせ先（事業担当者）

（1）氏名

（2）連絡先 住所 〒 -
区 町 丁目 番 号

電話番号（事務所・携帯）

FAX

メールアドレス

事業計画書

1. 事業名										
2. 事業内容										
(実施期間) (和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日										
(実施場所) 区 町										
(地域活動に供する床面積・地積)	m ²									
(対象者) 想定する利用者 () 利用者(見込)数 人 (年間延べ人数)										
(連携または協力団体の有無) 有 (団体名:) 無										
(取組内容)	<div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>空き家の場合、施設の性格として該当するものの数字に○をしてください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 滞在体験施設</td> <td style="width: 33%;">2 交流施設</td> <td style="width: 33%;">3 体験学習施設</td> </tr> <tr> <td>4 創作活動施設</td> <td>5 文化施設</td> <td>6 社会福祉施設</td> </tr> <tr> <td colspan="3">7 その他 ()</td> </tr> </table> </div> <p>(以下できるだけ事業内容を具体的に記載してください。)</p>	1 滞在体験施設	2 交流施設	3 体験学習施設	4 創作活動施設	5 文化施設	6 社会福祉施設	7 その他 ()		
1 滞在体験施設	2 交流施設	3 体験学習施設								
4 創作活動施設	5 文化施設	6 社会福祉施設								
7 その他 ()										
3. 事業の目的・効果	<p>・事業の目的、必要性 (事業を実施する理由や背景など)</p> <p>・事業の公益性 (営利目的ではなく、地域住民の利益増進に寄与するものか)</p> <p>・事業効果 (地域コミュニティの維持・活性化につながるか)</p> <p>の観点から記載してください。</p>									
4. 地域の理解・協力	<p>地域住民への説明状況について、あてはまるものにチェックをしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 既に説明済みで理解を得ている。 (説明時期: 年 月) (説明方法:)</p> <p><input type="checkbox"/> 今後説明予定である。(説明時期: 年 月) (説明方法:)</p>									

5. 収支計画

当該事業を行うにあたっての事業収支の見込みを記載してください。

収入（予定）		支出（予定）	

※ 収入については、会費(町内会費等)、寄付金、協賛金、事業収入(参加者からの負担金等を徴収)等の区分で記載してください。

※ 団体について、事業報告書、また、その他の活動や場所等があれば、活動内容等を参考資料として添付してください。

活動等誓約書

（和暦） 年 月 日

神戸市長宛

住所

団体名

代表者氏名

私は、所有者が、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期費用補助事業への申請にあたり下記について誓約いたします。

記

- 1 提出した事業計画に基づき2年間以上継続的に地域活用を行うこと
- 2 ホームページへの掲載等、市の広報において、補助のあった空き家・空き地での活動を事例として紹介することについて承諾すること

※ 空き家・空き地の所有者の方が交付申請する場合に、当該空き家・空き地を地域利用する団体に記載してもらってください。

事務代行届

(和暦) 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名 (印)

※

電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補金等交付要綱に基づく、初期費用補助事業の補助金に関する申請事務の手続きを以下のものに代行させますので届け出ます。

なお、代行者が行う申請事務の手続きについて、異議申し立てを行いません。

記

代行者

住所	〒 ー
氏名（法人名）	(印)
（担当者名）	(印)
電話番号	

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

補助金交付決定通知書

（公印省略）
第 号
（和暦） 年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付で申請のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（初期費用補助事業）について、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 交付決定額

¥ , -

3. 交付の条件

- ・補助事業者等は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。
- ・上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。
- ・当該空き家または空き地の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする（要綱第29条）。
- ・ホームページへの掲載等、市の広報において事例として、また、当該空き家または空き地での活動状況を紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。（要綱第29条）。

補助金不交付決定通知書

（公印省略）第 号
（和暦） 年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付で申請のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（初期費用補助事業）について、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第9条の規定により、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更申請書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（初期費用補助事業）の交付について、下記のとおり交付決定内容を変更したいので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 変更の内容

3. 変更の理由

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

補助金交付決定変更通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神 戸 市 長

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（初期費用補助事業）について、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第11条の規定により、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 変更の内容

3. 交付の条件

補助事業中止報告書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（初期費用補助事業）について、下記のとおり中止しましたので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 中止の理由

※ 法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

補助事業実績報告書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（初期費用補助事業）について、について、下記のとおり完了しましたので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第13条の規定により実績を報告します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 補助事業の完了年月日（賃貸借契約書または売買もしくは譲渡契約書締結の日）

（和暦） 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 当該空き家または空き地に係る賃貸借の契約書または売買もしくは譲渡の契約書の写し
- (2) 補助対象経費に係る契約書、明細書の写し
- (3) 補助対象経費に係る請求書または領収書の写し
- (4) 当該空き家または空き地を取得したことを証する書類（登記事項証明書等）
（補助対象費に、所有権移転に係る登記費用がある場合のみ。発行日から3カ月以内のもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ 法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

補助金額確定通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神 戸 市 長

（和暦） 年 月 日付で交付決定した神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（初期費用補助事業）について、下記のとおり補助金の額が確定したので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 補助金の確定額

¥ , -

3. 特記事項

補助金請求書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 請求金額

金 也

3. 振込先

金融機関名	(支店名：)									
口座種別	1. 普通					2. 当座				
口座番号										
口座名義人										
(フリガナ)										

注) 口座の名義人は、申請者と同一名義としてください

※ 法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

※ 口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること。

受領委任状

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名 (印) ※

電話番号

私は、下記1受任者を代理人と定め、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度（初期費用補助事業）の補助金に係る下記2の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 受領委任する金額

金 _____ 円

3. 振込先口座

金融機関名	(支店名 : _____)									
口座種別	1. 普通					2. 当座				
口座番号										
口座名義人										
(フリガナ)										

- ※ 法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- ※ 実績報告書に添付している「受領委任先の請求書」に振込口座の記載もしくは振込口座の口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること様式第11号（第16条第1項関係）

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

(和暦) 年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

(和暦) 年 月 日付で交付決定した神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金について、交付決定を取消したので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第16条の規定により通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 補助金の確定額

¥ , -

3. 取消しの理由

補助金交付申請書

第 号
 (和暦) 年 月 日

神戸市長宛

〒 ー
 住所

氏名

電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度助金等交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、所有者維持費用補助事業について、下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

1 対象となる空き家または空き地の概要

所在地	神戸市
所有者	(住所) (氏名)
借主 (地域団体等)	(住所) (団体名) (代表者氏名)
床面積・地積等	別紙 登記事項証明書の写しのとおり
契約締結予定日	(和暦) 年 月 日
備考	

2 対象となる空き家または空き地で実施する地域活動の概要

実施事業の概要	別紙 事業計画のとおり
空き地の場合、 地域利用する地積	m ²
備考	

※法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

3 補助金交付申込額

補助対象費		合計	円
内訳	(1)固定資産税・都市計画税額 所在地番： 区分： 土地 ・ 家屋		円
	(1)固定資産税・都市計画税額 所在地番： 区分： 土地 ・ 家屋		円
	(2)空き家の維持費用		円
補助申込額			円

※ (2) 空き家の維持費用

空き家の床面積 50 平方メートル未満 5 万円

50 平方メートル以上 100 平方メートル未満 7 万 5 千円

100 平方メートル以上 10 万円

※ 年度途中での開始・終了、空き地の場合で一部のみ地域利用の場合については要綱に基づき割合に応じた補助額になります。

4 補助金振込口座等 (いずれかに☑)

事業完了後 (実績報告後)、補助金は以下の口座に振り込んでください。

※ 補助金額が変更になった場合等については別途請求書の記載が必要です。

振込先口座	
金融機関名	_____銀行・信用金庫・信用組合・農協 _____支店・支所
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
口座番号	_____
口座名義	_____
口座名義 (カナ)	_____
※申請者名と一致している口座名義とする。	

受領委任(不動産事業者や司法書士等に市から直接支払い)を行う場合

事業完了後 (実績報告後)、補助金請求書を提出します。

5 地域利用バンクの登録内容からの変更の有無

有 ・ 無

有の場合、その内容 ()

6 誓約及び承諾事項等（確認のうえ☑）

□ 下記項目について、誓約及び承諾いたします。

- ・ 要綱の規定を遵守し、申請した内容に虚偽がないこと
- ・ 補助金交付決定通知後に使用貸借の契約を締結し申請した内容を遵守すること
- ・ 補助事業完了後、事業を実施した空き家・空き地の状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと
- ・ ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介(当該物件での活動を含む)することについて承諾すること
- ・ 本申請事項を確認するため、納税、暴力団との関係の有無等を含む調査を市長が実施することについて承諾すること
- ・ 当該補助制度については、借主である地域団体等が当該物件において地域活動を行い、かつ、当該団体から年度末に実績報告書の提出がなされることにより補助金の交付がなされることを理解していること
- ・ 当該補助制度については、当該年度における交付の申請であり、毎年、交付の申請が必要であること。また、次年度以降について補助の交付について確約されたものでないこと(予算の都合等により縮小もしくは廃止される場合もあります)を理解していること

7 添付書類

- (1) 事業計画書（収支計画を含む）（様式第1号の2）
- (2) 対象となる空き家または空き地の所在地及び状況が分かる書類（位置図、現況写真、現況図等）
- (3) 対象となる空き家または空き地の所有者が分かる書類の写し（公図および登記事項証明書等の写し）（発行日から3カ月以内のもの）
- (4) 当該年度の固定資産税・都市計画課税通知書または課税証明書の写し
- (5) 活動等誓約書（様式第12号の2）
- (6) （補助金の振込口座を記載した場合）口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）
- (7) 事務代行届（代理申請の場合）（様式第12号の4）
- (8) その他市長が必要と認める書類

活動等誓約書

（和暦） 年 月 日

神戸市長宛

住所

団体名

代表者氏名

私は、所有者が、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度所有者維持費用補助事業への申請にあたり下記について誓約いたします。

記

- 1 提出した事業計画に基づき2年間以上継続的に地域活用を行うこと
- 2 地域活用の実施について、年度末に実績報告書の提出を行うこと
- 3 当該補助の対象となる空き家・空き地の状況及び活用状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと
- 4 ホームページへの掲載等、市の広報において、補助のあった空き家・空き地での活動を事例として紹介することについて承諾すること

※ 借主（当該空き家・空き地を地域利用する団体）に記載してもらってください。

事務代行届

(和暦) 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名 (印)

※

電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補金等交付要綱に基づく、所有者維持費用補助事業の補助金に関する申請事務の手続きを以下のものに代行させますので届け出ます。

なお、代行者が行う申請事務の手続きについて、異議申し立てを行いません。

記

代行者

住所	〒 ー
氏名 (法人名)	(印)
(担当者名)	(印)
電話番号	

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

補助金交付申請書

第 号
(和暦) 年 月 日

神戸市長宛

〒 ー
住所

氏名

電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度助金等交付要綱第 20 条第 2 項の規定により、所有者維持費用補助事業について、下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

1 前年度の交付決定番号 第 号

2 対象となる空き家または空き地の概要（いずれかに☑）

前年度からの変更はありません。

以下の変更があります。

所有者	(住所) (氏名) (所有者変更の理由) <input type="checkbox"/> 相続のため <input type="checkbox"/> その他()
床面積	m ² (変更の理由) <input type="checkbox"/> 増築のため <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	

※ 変更を証する書類をあわせて提出してください。

(例) 登記事項証明書（発行日から 3 カ月以内のもの）等

※法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

3 使用貸借契約の期間

(和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日

年度途中で契約期間が終了する場合 (いずれかに☑)

- 自動更新
- 継続する使用貸借契約を締結予定
- 契約を終了する

4 対象となる空き家または空き地で団体が実施する地域活動の概要 (いずれかに☑)

- 前年度からの変更はありません。
- 事業計画の変更がありました。

地域団体等から、変更された事業計画は別紙のとおりです

5 補助金交付申込額

	補助対象費	合計	円
内訳	(1)固定資産税・都市計画税額 所在地番： 区分： 土地 ・ 家屋		円
	(1)固定資産税・都市計画税額 所在地番： 区分： 土地 ・ 家屋		円
	(2)空き家の維持費用		円
補助申込額			円

※ (2) 空き家の維持費用

空き家の床面積 50 平方メートル未満 5 万円
 50 平方メートル以上 100 平方メートル未満 7 万 5 千円
 100 平方メートル以上 10 万円

※ 年度途中での終了、空き地の場合で一部のみ地域利用の場合については要綱に基づき割合に応じた補助額になります。

6 補助金振込口座等 (いずれかに☑)

- 事業完了後 (実績報告後)、補助金は以下の口座に振り込んでください。

※ 補助金額が変更になった場合等については別途請求書の記載が必要です。

振込先口座
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・農協
 _____ 支店・支所
 預金種目 普通 当座 その他 ()
 口座番号 _____
 口座名義 _____
 口座名義 (カナ) _____
 ※申請者名と一致している口座名義とする。

受領委任(不動産事業者や司法書士等に市から直接支払い)を行う場合

事業完了後（実績報告後）、補助金請求書を提出します。

7 誓約及び承諾事項等（確認のうえ)

下記項目について、誓約及び承諾いたします。

- ・ 要綱の規定を遵守し、申請した内容に虚偽がないこと
- ・ 補助金交付決定通知後に使用貸借の契約を締結し申請した内容を遵守すること
- ・ 補助事業完了後、事業を実施した空き家・空き地の状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと
- ・ ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介(当該物件での活動を含む)することについて承諾すること
- ・ 本申請事項を確認するため、納税、暴力団との関係の有無等を含む調査を市長が実施することについて承諾すること
- ・ 当該補助制度については、借主である地域団体等が当該物件において地域活動を行い、かつ、当該団体から年度末に実績報告書の提出がなされることによって補助金の交付がなされることを理解していること
- ・ 当該補助制度については、当該年度における交付の申請であり、毎年、交付の申請が必要であること。また、次年度以降について補助の交付について確約されたものでないこと(予算の都合等により縮小もしくは廃止される場合もあります)を理解していること

8 添付書類

- (1) 事業計画書（収支計画を含む。事業計画に変更がある場合に限る）（様式第1号の2）
- (2) 当該年度の固定資産税・都市計画税課税通知書または課税証明書の写し
- (3) 活動等誓約書（様式第13号の2）
- (4) （補助金の振込口座を記載した場合）口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）
- (5) 事務代行届（代理申請の場合）（様式第12号の4）
- (6) その他市長が必要と認める書類

活動等誓約書

（和暦） 年 月 日

神戸市長宛

住所

団体名

代表者氏名

私は、所有者が、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度所有者維持費用補助事業への申請にあたり下記について誓約いたします。

記

- 1 提出した事業計画に基づき継続的に地域活用を行うこと
- 2 地域活用の実施について、年度末に実績報告書の提出を行うこと
- 3 当該補助の対象となる空き家・空き地の状況及び活用状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと
- 4 ホームページへの掲載等、市の広報において、補助のあった空き家・空き地での活動を事例として紹介することについて承諾すること

※ 借主（当該空き家・空き地を地域利用する団体）に記載してもらってください。

補助金交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
（和暦） 年 月 日

（申請者名） 様

神 戸 市 長

（和暦） 年 月 日付で申請のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（所有者維持費用補助事業）について、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第 21 条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 交付決定額

¥ , -

3. 交付の条件

- ・補助事業者等は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。
- ・上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。
- ・当該空き家または空き地の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする（要綱第 29 条）。
- ・ホームページへの掲載等、市の広報において事例として、また、当該空き家または空き地での活動状況を紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。（要綱第 29 条）。

補助金不交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
（和暦） 年 月 日

（申請者名） 様

神 戸 市 長

（和暦） 年 月 日付で申請のあった神神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（所有者維持費用補助事業）について、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第 21 条の規定により、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更申請書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金(所有者維持費用補助事業)の交付について、下記のとおり交付決定内容を変更したいので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第23条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 変更の内容

3. 変更の理由

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

補助金交付決定変更通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神 戸 市 長

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（所有者維持費用補助事業）について、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第23条の規定により、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 変更の内容

3. 交付の条件

補助事業中止報告書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金(所有者維持費用補助事業)について、下記のとおり中止しましたので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第24条の規定により報告します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 中止の理由

※ 法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

補助事業実績報告書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

（和暦） 年 月 日付で交付決定のあった神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金(所有者維持費用補助事業)について、について、下記のとおり完了しましたので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第25条の規定により実績を報告します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 補助事業の完了年月日（当該年度における地域団体の活動最終日）

（和暦） 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 当該空き家または空き地に係る使用貸借の契約書、協定書等の写し（年度内の使用貸借期間がわかるもの）
- (2) 当該空き家または空き地に係る納税がわかる書類（納税証明書等）
- (3) 地域団体等からの当該年度の活動実績報告書（様式第19号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

※ 法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

（和暦） 年度活動実績報告書

神戸市長宛

住所

団体名

代表者氏名

所有者の神戸市空き家・空き地地域利用応援制度所有者維持費用補助事業にあたり、当該空き家・空き地での地域活動の状況について、下記記のとおり報告いたします。

記

1. 活動実績

別紙活動実績報告書のとおり

2. 問い合わせ先（事業担当者）

（1）氏名

（2）連絡先 住所 〒 -

区 町 丁目 番 号

電話番号（事務所・携帯）

FAX

メールアドレス

活動実績報告書

1. 事業名	
2. 活動実績	
【実施期間】 (和暦)	年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日
【実施場所】	区 町
【取組内容】	※できるだけ事業内容を具体的に記載してください。
【今年度の事業実施における連携または協力団体の有無】	
	有 (団体名 :)
	無

【活動回数・参加者数等】

月	使用回数	参加者数 (延べ人数)	活動内容（簡単な実施内容 等）
4月	回	人	
5月	回	人	
6月	回	人	
7月	回	人	
8月	回	人	
9月	回	人	
10月	回	人	
11月	回	人	
12月	回	人	
1月	回	人	
2月	回	人	
3月	回	人	
計	回	人	

活動最終日： 月 日

【今年度の収支】

収入（予定）		支出（予定）	

※ 収入については、会費(町内会費等)、寄付金、協賛金、事業収入(参加者からの負担金等を徴収) 等の区分で記載してください。

※ 活動実績報告書については、国又は地方公共団体、他の公的団体等への報告のために作成している事業報告書等をもって替えることができます。

ただし、(活動回数・参加者数等)の項目は必要ですので、別紙(様式自由)で添付してください。

補助金額確定通知書

（公印省略）
第 号

（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付で交付決定した神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金（所有者維持費用補助事業）について、下記のとおり補助金の額が確定したので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第26条の規定により通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 補助金の確定額

¥ , -

3. 特記事項

補助金請求書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名

電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第21条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 請求金額

金 也

3. 振込先

金融機関名	(支店名：)									
口座種別	1. 普通					2. 当座				
口座番号										
口座名義人										
(フリガナ)										

注) 口座の名義人は、申請者と同一名義としてください

※ 法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

※ 口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること。

補助金交付決定取消通知書

（公印省略）

第 号

（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付で交付決定した神戸市空き家・空き地地域利用応援制度補助金について、交付決定を取消したので、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度初期・維持費用補助金等交付要綱第28条の規定により通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 補助金の確定額

¥ , -

3. 取消しの理由